

奨学のための給付金（千葉県の制度）

保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税、又は生活保護受給世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金制度があります。保護者等が、千葉県内在住が要件となります。

支給区分		支給額(年額)
1. 生活保護（生業扶助）を受給されている世帯の高校生等（専攻科に通う生徒は除く。）		52,600円
2. 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等	(1) 全日制・定時制の高校生等	152,000円
	(2) 通信制・専攻科の高校生等	52,100円
3. 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯の生徒（2（2）を除く。）	専攻科の生徒	10,420円
4. 保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円以上264,500円未満であり、扶養する子が3人以上いる世帯の生徒	専攻科の生徒	10,420円

奨学金

私立高校生も利用できる、千葉県の奨学金制度です。

奨学金は、本人が高校を卒業後、定められた期間で返済を要します。

大学等へ進学した場合の在学期間の返済猶予制度もあります。

千葉県奨学資金は、私立高校入学後に申請しますが、高校進学のため中学校3年生時に奨学金を予約する制度もあります。

千葉県奨学資金以外に、学校独自の奨学金制度や特待生制度を設けている私立学校がありますので、各学校にお問い合わせください。

名 称	千 葉 県 奨 学 資 金
実 施	千葉県教育委員会（教育庁財務課）
問 合 せ 先	☎043（223）4027
補助（貸付）月額	10,000円・20,000円・30,000円から選択
対 象 者	居 住 要 件 保護者が県内在住
	成 績 要 件 なし
	収 入 要 件 ※親権者全員の収入 (参考) 4人世帯 給与所得の世帯＝約 735 万円以下 給与所得以外の世帯＝約 340 万円以下
	そ の 他 の 要 件 ・修学意欲があり、性行が正しい者 ・母子・父子・寡婦福祉法に基づく修学に必要な資金の貸付を受けていない者 ・経済的理由により修学が困難な者

私立高校保護者の負担軽減に関するお知らせ掲載のホームページ

□千葉県の修学援助制度

[http:// www.pref.chiba.lg.jp/](http://www.pref.chiba.lg.jp/)

（千葉県ホーム>教育>私立学校>学費等の助成制度）

□千葉県教育委員会

[http:// www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/](http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/)

（千葉県教育委員会ホーム>財務課>奨学金・就学援助）

□千葉県私立中学高等学校協会

<http://chibashigaku.jp/>

（千葉県私立中学高等学校協会ホーム>奨学金制度）



中学校3年生・保護者の皆様へ…

千葉県私立高校保護者の負担軽減・支援に関するお知らせ

=令和7(2025)年度版=

（注）本リーフレットの負担軽減・支援は令和7年度の制度です。
令和8年度は制度が変更される可能性があります。

就学支援金等

国の制度



私立高校に在学する生徒に
就学支援金等が助成されます。

授業料減免制度 入学金軽減制度

千葉県の制度



保護者の授業料負担を
軽減するための制度です。

奨学のための給付金

千葉県の制度

経済的な理由により
教育費負担が厳しい世帯に
給付金を支給します。

奨学金

千葉県の制度



私立高校生が利用できる
奨学金制度です。



千葉県私立中学高等学校協会

①就学支援金及び高校生等臨時支援金（国の制度）

〈全日制課程〉

判定基準※2	年収の目安※1	就学支援金等 支給額(月額)	
154,500円未満	0円～約590万円	上 限	33,000円
154,500円以上、304,200円未満	約590万円～約910万円	基本額	9,900円
304,200円以上	約910万円以上	基本額	9,900円

〈通信制課程〉(単位制授業料の場合) ※学校により、全日制課程と同様に支給される場合があります。

1単位ごとに4,812円が支給されます。

就学支援金(月額支給):1単位あたりの支給額÷履修期間×登録単位数(年間30単位まで)

高校生等臨時支援金(年額支給):1単位あたりの支給額×履修登録単位数(年間24単位まで)―令和7年度就学支援金支給額

判定基準※2	年収の目安※1	就学支援金支給額 (1単位あたりの年額)	
154,500円未満	0円～約590万円	上 限	12,030円
154,500円以上、304,200円未満	約590万円～約910万円	基本額	4,812円
304,200円以上	約910万円以上	基本額	4,812円

※1 年収の目安は、4人家族世帯の概ねの目安です。

※2 判定基準計算式:市区町村民税課税標準額×6%―市区町村民税調整控除額(政令指定都市の場合は「調整控除額」に3/4を乗じて計算します。)

○保護者等の所得などは、マイナンバーカード制度による情報連携や課税証明書(市町村役所で発行)などで確認します。

○授業料が支給額を下回る場合は、支給額=授業料となります。

○私立高等学校入学後に学校を通じて申請します。

②授業料減免制度（千葉県制度）

千葉県では、私立高等学校に在学する生徒を対象に、保護者の授業料負担軽減のため、授業料の全額または一部(2/3)を補助する制度があります。(返済する必要はありません。)

千葉県外の私立高等学校に在学している生徒は、対象になりません。

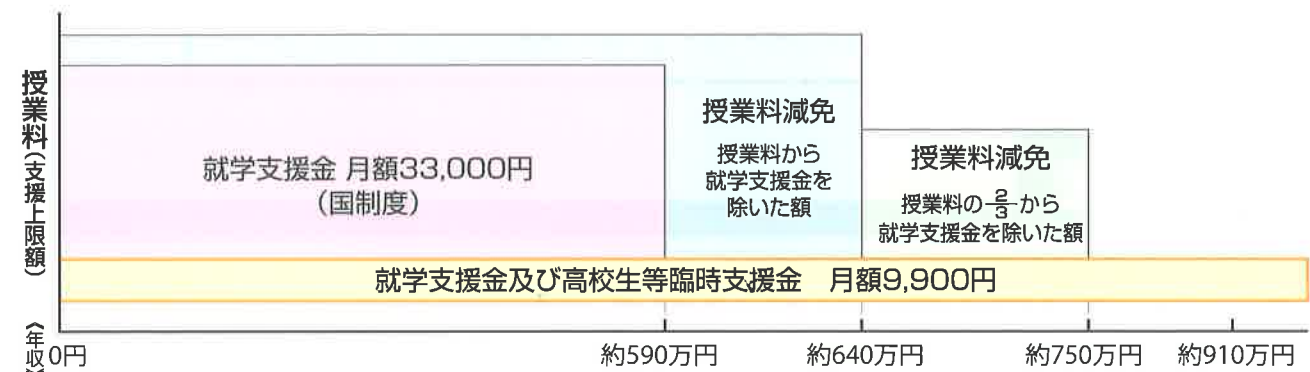
授業料減免制度の申請は、私立高等学校入学後に申請します。

保護者の経済的な状況	年収の目安	補 助 限 度
①生活保護を受給されている世帯 ②市区町村民税課税標準額×6%―市区町村民税調整控除額が175,500円未満	0円～約640万円	月額授業料から就学支援金を除いた額
③市区町村民税課税標準額×6%―市区町村民税調整控除額が、175,500円以上、227,100円未満	約640万円～約750万円	月額授業料の2/3(ただし、21,300円を上限とする)から就学支援金を除いた額

※保護者等の所得などは、マイナンバーカードの写しや、課税証明書(市町村役所で発行)などで確認します。

①+②国と千葉県の支援事業の概要

対象者 世帯年収(保護者合算額)により支援	支援金額(月額)				
世帯年収程度額(目安)	就学支援金制度等 (国制度)①	授業料減免制度 (千葉県制度)②	総支援額 (①+②)		
約590万円未満	33,000円	就学支援金を除いた 授業料全額	授業料全額		
約590万円～約640万円未満	9,900円				
約640万円～約750万円未満				11,400円	上限21,300円
約750万円～約910万円未満				0円	9,900円
約910万円以上	9,900円	0円	9,900円		



①+②申請の流れ 高校等に入学後申請が必要です。

申請の具体的な方法は、学校を通してご案内します。

- 申請後、高校等での確認や千葉県での審査を経て、就学支援金や授業料減免補助金が学校へ交付されます。
- 就学支援金・授業料減免補助金は、生徒本人や保護者等の方は直接受け取れません。学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。
- なお学校によって、一旦授業料を納め、後日返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問合せください。

入学金軽減制度（千葉県の制度）

千葉県では、私立高等学校に在学する生徒を対象に、保護者の経済的な理由により入学金の納入が困難な場合に、入学金を軽減(入学後に還付)する制度があります。(返済する必要はありません。)

千葉県外の私立高等学校に在学している生徒は、対象になりません。

入学金軽減制度は、私立高等学校入学後に申請します。

保護者の経済的な状況	年収の目安	入学金補助額
①生活保護を受給されている世帯 ②市区町村民税課税標準額×6%―市区町村民税調整控除額が51,300円未満	0円～約350万円	入学金全額補助 (上限15万円)

※保護者等の所得などは、マイナンバーカードの写しや、課税証明書(市町村役所で発行)などで確認します。